

武器等製造法に基づく獵銃等の製造事業及び販売事業について（回答）

（昭和五十五年九月四日付第〇〇〇〇号）  
内閣府警察局長より西澤泰司機長

昭和五十五年九月五日付け第〇〇〇〇号により照会のあつた上記の件については、下記の解釈に基づき、事実関係に照らし判断されたい。

記

- 一 A の獵銃等の製造又は販売の事業に係る行為が、B の代理人、使用人、従業者としての行為であり、B の名義により B の計算に基づく営業行為としてなされているものである場合、A は獵銃等の製造事業及び販売事業の許可を要しない。
- 二 A の獵銃等の製造及び販売の事業に係る行為が自己の計算に基づく独自の営業行為としてなされているものである場合は、A は獵銃等の製造事業及び販売事業の許可を受けていなければならぬ。